

仕様書

1 委託業務名

津波避難困難地域設定業務委託

2 目的

本業務は、県が公表した津波到達時間を踏まえ、本市の西南部の沿岸地域において、避難が困難である地域を「津波避難困難地域」と設定することにより、地域の防災意識の向上等に繋げることを目的とする。

3 履行場所

熊本市内

4 履行期間

契約日の翌日から令和8年（2026年）3月31日まで

5 委託業務内容

(1) 津波到達予想時間の設定

津波浸水シミュレーション結果等に基づき、津波の到達予想時間を設定すること。

(2) 避難目標地点の設定

避難者が避難対象地域外へ脱出する際の目標地点を避難対象地域の外側に設定すること。

(3) 避難可能距離（範囲）の設定

津波到達予想時間と避難する際の歩行速度等に基づき、避難開始から津波到達予想時間までの間に避難が可能な距離（範囲）を設定すること。

(4) 避難路、避難経路の指定・設定

避難目標地点まで最も短時間で、かつ安全に到達できる避難路、避難経路を指定・設定すること。

(5) 避難困難地域の抽出

避難対象地域のうち、(4)で設定した避難可能距離（範囲）から外れる地域を避難困難地域として抽出すること。

(6) 津波避難困難地域に対する対応方針検討

避難困難地域内の人口を把握したうえで、地域内の人口を安全に避難させるために必要な避難所の配置等を概略的に検討すること。

6 業務報告

- (1) 事業全体の実施終了後、報告書を作成し提出すること。
- (2) 報告書の提出後、熊本市が行う完了検査を受けること。

7 安全衛生管理

業務担当者の安全衛生管理に関する事項については、業務責任者が関係法令に従って管理を行う。また業務の実施にあたっては、常に整理整頓を行い、危険な場所には必要な安全措置を講じ事故防止に努めること。

8 その他

- (1) 受託者は、本業務において知り得た情報については、他人に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。
- (2) 業務の実施にあたっては、熊本市危機管理課と綿密な連携を図ること。
- (3) 本業務の実施に得られた成果品は、熊本市に帰属するものとする。
- (4) 業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要を生じた経費は、受託者が負担する。
- (5) 本仕様書に記載が無い事項について、疑義が生じた場合は委託者及び受託者ともに十分協議の上、解決するものとする。

